

外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業実施要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 補助事業の内容 補助事業等の内容について、次のとおり定める。</p> <p>(1) 補助対象事業者 愛知県内に所在する介護保険に基づく指定介護サービス事業所及び施設の開設者とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>3(2)イの取組のうち、複数年度にまたがる教育や講習等であって、受講に必要な経費を一括払いや部分払いにより支払った場合で、複数年度にわたり補助金を受けようとする際には、予め知事に対して協議を行い、承認を得なければならない。</u></p> <p><u>(4) 前項の規定による協議を行う時期は、教育や講習等を受講する初年度とし、受講前までに行わなければならない。</u></p> <p><u>(5) (3)の規定により承認された内容が、後日変更されるような場合等には、知事に対して再度協議を行わなければならない。協議の結果、承認の変更又は取消しを行う場合がある。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>附 則 この要綱は、令和2年8月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年6月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則 この要綱は、令和4年5月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 補助事業の内容 補助事業等の内容について、次のとおり定める。</p> <p>(1) 補助対象事業者 愛知県内に所在する介護保険に基づく指定介護サービス事業所及び施設 <u>(以下「介護施設等」という。)</u> の開設者とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>補助事業者は、補助年度の3月31日において外国人介護職員を雇用していなければならない。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>附 則 この要綱は、令和2年8月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年6月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</p>